

霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について

霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成17年霧島市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）の施行により、本条例で引用している控除対象配偶者の定義が改められ、新たに同一生計配偶者と位置付けられたことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。